

○生駒市立保育所条例 抜粋

昭和 30 年 3 月 30 日

条例第 8 号

(保育所運営委員会)

第5条 保育所の適切な運営及びその向上を図るため、生駒市保育所運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 前項の委員会に必要な事項は、規則で定める。